

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	総務課	H24.4.2	五島振興局総合庁舎 等宿日直業務委託	2,840,605	(個人契約2名)	庁舎の鍵の管理の外、警報発令の通報や緊急を要する通報等の重要な業務が含まれており、契約の相手方については、面接等により実際に業務を行う個人の適正を判断し、信頼のおける人と契約を行う必要がある。 また、業者価格と比較検討した場合、予定額を大幅に上回る。	第167条の2 第1項第2号
2	五島振興局	衛生環境課	H24.4.2	犬捕獲抑留等業務委託	2,870,000	(個人契約)	当業務は犬の捕獲抑留や殺処分等の特殊な業務であり、経験豊富で技術性が高いこと、地域の地理に詳しいことなどが求められる。 このようなことから、競争入札には適さないものと判断した。	第167条の2 第1項第2号
3	五島振興局	管理課	H24.4.2	漁港環境整備施設等 管理業務委託	2,490,600	五島市福江町1-1 五島市長	県と地元市町(現五島市)との間で、荒川漁港矢ノ口地区については平成15年3月6日に、三井楽漁港みなと公園については平成5年4月1日に、三井楽漁港打折地区については平成10年4月1日に、三井楽漁港三井楽地区については平成17年4月1日に、崎山漁港については平成5年4月1日に、それぞれ管理委託の基本となる契約を締結しており、県と地元市町とで管理に要する費用の負担割合を定めている。 以上により、管理委託の基本となる契約に基づく業務委託であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号
4	五島振興局	管理課	H24.4.2	港湾緑地(福江港、玉ノ浦港、富江港)管理 業務委託	5,128,900	五島市福江町1-1 五島市長	県と地元市町(現五島市)との間で、福江港丸木地区については平成9年8月1日に、福江港大津地区については平成16年7月1日に、福江港大波止地区については平成18年3月31日に、玉ノ浦港については平成12年3月29日に、富江港については平成21年3月5日に、それぞれ管理委託基本契約を締結しており、県と地元市町とで管理に要する費用の負担割合を定めている。 以上により、管理委託基本契約に基づく業務委託であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	五島振興局	管理課	H24.4.2	福江空港消防救難活動業務委託	37,864,000	五島市福江町1-1 五島市長	長崎県知事と下五島地域広域市町村圏組合管理者との間で、昭和58年10月24日に消防協定書を締結しており、平成16年8月1日からは同組合が行っていた消防業務を五島市が承継している。 以上により、消防協定書に基づく委託業務であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号
6	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	H24.4.2	平成24年度漁港環境及び海岸環境整備施設管理業務委託	1,312,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	安全管理対策の必要性 ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 常造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。 以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。	第167条の2 第1項第2号
7	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	H24.4.2	平成24年度公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持管理業務委託	1,837,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	安全管理対策の必要性 ・港湾施設管理者は、港湾施設の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 常造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により安全の確保を図る必要がある。 以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができ、また、県営港湾緑地の整備の前提として、県と同程度の負担と管理責任を市町に求めることが妥当であると考えられるため。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	五島振興局	上五島支所 総務課	H24.4.2	上五島支所庁舎当直 業務委託	1,734,000	(個人契約2名)	宿日直業務には、気象警報発令時や事故災害発生時の緊急連絡等の特殊な業務のほか、庁舎内の鍵の管理や時間外の電話対応など、重要な情報等に触れる機会もあることなど情報セキュリティの観点から、契約の相手方は信頼できる相手でなければならないため、面接等により実際に業務を行う個人の適正を判断する必要がある。 また、上五島地区には宿日直業を本業とする業者はなく、本土から呼ぶと経費が割高となるため、随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
9	五島振興局	道路課	H24.5.10	24戦離地改第2-1号 (一)河務福江線 道路改良工事(監督 補助業務委託)	16,632,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員へ正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有するノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
10	五島振興局	道路課	H24.5.28	24五道緑第1号 (国)384号外4線道 路緑化維持委託業務	9,450,000	五島市福江町1-1 五島市長	当業務は一般国道384号外4線の道路機能や景観等、良好な道路環境を利用者並びに沿道住民に提供することを目的とし、県、市が管理している植樹帯の統一的な維持管理を行うため五島市に委託を行っている。 市道管理者である五島市では「道路美化事業」が推進されており、当事業を一体的、効率的に実施できる体制が整っていることから、四季をとおして継続した維持管理を実施することができるため、五島市と委託契約を結ぶものである。 また、諸経費等の軽減が可能であり、民間企業に発注するよりも安価である。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	五島振興局	上五島支所 道路課	H24.6.1	主要地方道有川新魚 目線道路改良工事 (監督補助業務委託)	13,230,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
12	五島振興局	上五島支所 道路課	H24.6.20	五島振興局上五島支 所建設部積算技術業 務委託4	7,245,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セン ター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
13	五島振興局	農村整備課	H24.7.2	平成24年度 大宝地 区換地業務委託	13,574,000	五島市福江町1-1 大宝土地改良区	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。	第167条の2 第1項第2号
14	五島振興局	農村整備課	H24.7.2	平成24年度 牟田地 区換地業務委託	8,143,500	五島市福江町1-1 牟田土地改良区	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	五島振興局	道路課	H24.7.20	五島振興局建設部道路課積算技術業務委託(その1)	1,680,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
16	五島振興局	道路課	H24.7.20	五島振興局建設部道路課積算技術業務委託(その2)	2,310,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
17	五島振興局	上五島支所 道路課	H24.7.24	一般国道384号道路改良工事(構ノ木仮設工)	5,775,000	南松浦郡新上五島町小串郷1020 (株)浜田組	一般国道384号道路改良工事(9工区)で切取防護柵を設置しているが、9工区完了後も次工区で継続して使用する必要がある。 「土木工事標準基準書(参考資料)長崎県土木部」第5章 -2-4により、前工事において仮設物を継続して使用することを契約条件とした場合の取り扱いとして、存置した仮設物の積算(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。	第167条の2 第1項第2号
18	五島振興局	上五島支所 河港課	H24.9.27	24漁災第1号 奈良尾漁港C浮棧橋 災害応急工事	5,932,500	南松浦郡新上五島町奈良尾郷 822 (株)才津組 上五島支店	平成24年9月に来襲した台風16号に伴う暴風波浪により、浮棧橋係留杭4本が傾き、そのため潮位の変化に追従できず不安定な状況にある。 現在、非常に強い台風17号が接近中であり、更なる浮棧橋の損傷を防止するため、緊急に浮棧橋本体及び連絡橋を係留杭から撤去する必要があるが、浮棧橋撤去に必要な起重機船を有し、かつ台風17号接近前に撤去仮置きが可能な企業は(株)才津組上五島支店しかいないため、当該業者を契約の相手方と特定し随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	五島振興局	道路課	H24.11.29	五島振興局建設部道路課積算技術業務委託(その3)	2,415,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
20	五島振興局	林務課	H25.2.15	24林治第13号 荒川地区県単独治山 工事保守点検業務委託	1,050,000	南松浦郡新上五島町奈良尾郷8 59-6 大宝建設株式会社	23林治第14号荒川地区復旧治山工事において汚濁水流出防止のため仮設物:汚濁防止フェンスを設置しているが、当工事が平成25年2月15日において終了する。当地区は25年度も継続して復旧工事を行うこととしているが、次回工事発注までの間も汚濁水流出の恐れがあるため汚濁防止フェンスの存置が必要であるため、当該業務(県単独事業)を委託するものである。契約方法については、「土木工事標準積算基準書(参考資料編)において原則として、仮設物を設置した業者と随意契約を行うもの」となっていることから、前工事の請負業者:大宝建設(株)との随意契約を行うものである。なお、工事ごとに設置撤去をするより効率的でコスト軽減にもつながる。	第167条の2 第1項第2号
21	五島振興局	上五島支所 道路課	H25.2.1	24起単改第802-6号 五島振興局上五島支 所建設部積算技術業務委託5	6,090,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	五島振興局	管理課	H25.3.12	福江港不定期旅客埠頭保安規程・水域保安規程策定業務委託	8,715,000	東京都港区赤坂3丁目3-5 (社)日本港湾協会	<p>国際条約に基づいた港湾におけるテロ等の破壊行為に対する保安計画を策定するもので、非常に特殊な業務である。</p> <p>本業務で策定される埠頭保安規程は「テロ防止の対応方針」そのものであり、「公になることにより、犯罪実行を容易にする恐れのある情報」となることから、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」により関係文書は「不開示」とされている。</p> <p>本業務の仕様書にあたる「国際港湾施設の保安対策に関するガイドライン」は保安関連文書であり、九州地方整備局に確認したところ開示できないと回答を受けている。</p> <p>港湾の保安に関する国土交通省発注のコンサルティングは、当協会以外受注実績が無いため、国等より信用を得ている(社)港湾協会以外に発注できない。</p>	第167条の2 第1項第2号
23	五島振興局	河港課	H25.3.26	24補五港社統第1-1号 五島振興局建設部河港課積算技術業務委託	1,785,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	<p>当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号